

官報

号外

昭和三十四年二月二十四日

第三十一回 衆議院會議録 第十八号

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)

議事日程 第十六号

昭和三十四年二月二十四日

午後一時開議

第一 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第二 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

国土総合開発審議会委員の選挙

日程第一 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第二 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の

特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)

午後三時三十分開議

○議長(加藤鐵五郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(加藤鐵五郎君) お諮りいたします。議員柏正男君から、ベトナム帰国者出迎え代表としてハノイに行くため、二月二十四日から三月四日まで九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

国土総合開発審議会委員の選挙

○議長(加藤鐵五郎君) 国土総合開発審議会委員が一名欠員となっておりますので、この際その選挙を行います。

○荒船清十郎君 国土総合開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、国土総合開発審議会委員に滝井義高君を指名いたします。

日程第一 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第二 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第一、昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、日程第二、酒税法の一部を改正する法律案、日程第三、昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。大蔵委員長早川崇君。

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十四年一月二十三日
内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

1 昭和三十三年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に対し売り渡す旨を昭和三十三年八月二十五日まで申し込む、その申込により締結した契約に基いて当該米穀を昭和三十四年二月二十八日まで政府に対して売り渡した場合においては、当該生産者の昭和三十三年分の所得税

については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡の時期及び数量に応じて次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十三年九月三十日まで売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二 昭和三十三年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三 昭和三十三年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十三年十月二十一日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五 昭和三十三年十一月一日から昭和三十四年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

2 前項中次の表の上欄に掲げる規定の字句は、同表の中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

読み替へられる規定の字句	地	域	読み替へる字句
第二号 十月一日から同月十日まで	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県		十月一日から同月十五日まで
第三号 十月十一日から同月二十日まで	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県		十月十六日から同月二十三日まで
第四号 十月二十一日から同月三十一日まで	長野県		十月十一日から同月二十三日まで
	青森県、秋田県、山形県、福島県、新潟県及び長野県		十月二十四日から同月三十一日まで
	岩手県及び宮城県		同月二十四日から同月三十一日まで
第五号 十一月一日	青森県、秋田県、山形県、福島県、新潟県及び長野県		十一月二日
	岩手県及び宮城県		十一月四日

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
昭和三十三年産米穀につき、生産者からの事前売渡申込による集荷によつて所要数量を確保することに資するため、事前売渡申込に基いて政府に対して米穀を売り渡した者について所得税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【報告書は会議録追録に掲載】

酒税法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十四年一月二十七日

内閣総理大臣 岸 信介

酒税法の一部を改正する法律
酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

本則中「焼酎」を「しりょうちゅう」に、「味りん」を「みりん」に、「味りんかす」を「みりんかす」に、「蒸りゆ」を「じりょうちゅう」に、「焼酎ゆ」を「しりょうちゅう」に、「焼酎甲類」を「しりょうちゅう甲類」に、「連続式蒸りゆ」を「連続式じりょうちゅう」に、「蒸りゆ」を「じりょうちゅう」に、「焼酎ゆ」を「しりょうちゅう」に、「味りん甲類」を「みりん甲類」に、「味りん乙類」を「みりん乙類」に、「石数」を「数量」に、「製造見込石数」を「製造見込数量」に、「合計石数」を「合計数量」に、「製造石数」を「製造数量」に、「移出石数」を「移出数量」に、「課税標準石数」を「課税標準数量」に、「所持石数」を「所持数量」に改める。

第三条第一号及び第二号中「摂氏」を「温度」に改め、同条第六号ロ中「及び水」を削り、「発酵させたもの」

の下に「その他政令で定めるアルコール含有物」を加える。

第四条第四項中「摂氏」を「温度」に、「三度」を「五度」に改める。

第七条第二項中「三百石」を「六十キロリットル」に、「百石」を「二十キロリットル」に、「五十石」を「十キロリットル」に、「一十石」を「二キロリットル」に、「三石」を「六キロリットル」に改め、同条第三項中「三百石」を「六十キロリットル」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の免許を与える場合において、製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があるとき、税務署長は、税務署長は、当該免許につき期限を附することが出来る。

5 前項の期限を附した免許を与えた後に生じた事由により特に必要があるとき認められるときは、税務署長は、当該期限を延長することが出来る。

第八条第六号中「しりょうちゅう」を「しりょうちゅう」に改める。

第九条中「販売業(販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。)」を「販売業又は販売の代理業若しくは媒介業(以下「販売業」と総称する。)」に改め、「販売業」の下に「(継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。)」を、「製造場においてする酒類」の下に「(当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の種類「しりょうちゅう及びみりん」については、類別、雑酒については、品目)の酒類に限る。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の免許を与える場合において、その免許を受けようとする者が博覧会場、即売会場その他これら

に類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者であると認められるときは、税務署長は、当該販売場に係る同項の免許につき期限を附することが出来る。

3 第七条第五項の規定は、前項の期限を附した免許について準用する。

第十条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「同条第五号」を「第十二条第五号」に改め、同条第七号中「酒税法(昭和三十三年法律第三十七号)及び特別酒税法(昭和三十三年法律第三十八号)」に改め、同条第八号中「禁酒」を「禁酒」に、「経過しない」を「経過するまでの」に改める。

第十一条第一項中「若しくは販売する」を「又は販売する」に改め、「酒類の種類」の下に「雑酒の品目を含む。」を加え、「条件を附し、又は製造される酒類の品質につき充分な保証がないため特に必要があるとき認められるときは、酒類の製造免許の期間につき」を削る。

第十二条第一号中「偽」を「偽り」に改める。

第十四条第一号中「偽」を「偽り」に、同条第三号中「酒類を販売しない」を「酒類の販売業をしない」に改める。

第十八条第二項中「販売業者」の下に「(販売業をする者をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十条第一項中「酒類製造者」がその免許を受ける第七条第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限(同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長

後の期限。以下第二十三条第一項第二号及び第二十四条第一項第一号において同じ。)が経過した場合、酒類の製造免許が、「当該免許を取り消された者」を「当該期限を附された免許を取り消されていた者」に改め、当該取り消された免許を受けていた者、当該取り消された免許を受けていた者」に改め、同条第二項中「酒母等の製造者がその免許を受ける」を「酒母、もろみ若しくはこうじの製造免許が」に、「当該免許を取り消された者」を「当該取り消された免許を受けていた者」に改め、同条第三項中「酒類販売業者がその免許を受ける」を「第九条第二項の規定により酒類の販売業免許に附された期限(同条第三項において準用する第七条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限)が経過した場合、酒類の販売業免許が」に、「当該免許を取り消された者」を「当該期限を附された免許を取り消されていた者」に改め、当該取り消された免許を受けていた者」に改める。

第二十一条中「第七条第一項」を「第七条第一項の規定による免許、同条第五項(第九条第三項において準用する場合を含む。の規定により免許に附された期限の延長に、」第九条を「第九条第一項に改め、この場合において」に、「第七条第四項若しくは第九条第二項の規定により期限を附された免許」を加える。

第二十二各号列記以外の部分中「一石」を「一キロリットル」に改め、同条第一号中「六万八千五百円」を「三十七万九千七百円」に、「五千四百円」を「二万八千四百八十円」に、「四万九千円」を「二十七万六千六百円」に、「三千六百八十円」を「二万三千七百円」に、「二万五百円」を「十一万三千六百円」に、「千六百四十円」を

「九千九百九十円」に改め、同条第二号中「二万七千三百円」を「十五万三千三百円」に、「二十五円」を「一万三千三百五十円」に、「一万五千八百円」を「八万七千五百円」に改め、同条第三号中「七千円」に改め、同条第二号中「一万五千円」を「八万三千三百円」に、「千八百円」を「九千九百八十円」に改め、同条第四号中「一万二千八百円」を「七万九百円」に、「七百二十円」を「三千九百七十円」に、「千八百三十円」を「一万七百七十円」に、「一万二千二百円」を「六万二千二百円」に、「六百三十円」を「三千四百八十円」に、「千六百五十円」を「八千九百円」に改め、同条第五号中「四万五百円」を「十四万四円」に、「三千七百四十円」を「一万二千九百三十円」に、「一万四千五百円」を「八万三百円」に、「七百九十円」を「四千三百八十円」に改め、同条第六号中「六万二千円」を「三十四万三千六百円」に、「七千四百四十円」を「四万二千二百四十円」に改め、同条第七号中「二万四円」を「十一万八千八百円」に改め、同条第八号中「四千八百円」を「二万六千六百円」に改め、同条第九号中「十六万五千円」を「九十一万四千六百円」に、「四千六百円」を「二万五千五百三十円」に、「三万九千円」を「二十一万六千四百円」に、「千九百五十円」を「一万八千四百円」に、「二千三百四十円」を「一万二千九百八十円」に、「一万四千四百円」を「六万三千三百六十円」に、「九百五十円」を「五千二百六十円」に、「千四百四十円」を「六千三百二十円」に改める。

「酒類製造者の製造場」に改め、「飲用されたとき」の下に「ただし、次の規定に該当する場合を除く。」を加え、同条第二号中「酒類の製造免許」を「第七条第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限が経過したとき、又は酒類の製造免許が」に、「但し」を「ただし」に改め、当該期限の経過又は「但し」を「ただし」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 酒類の製造場に現存する酒類（既に第二号（ただし書を除く。）又は前号の規定の適用を受けた酒類を除く。）が酒類の製造場に例による処分を含む。）を、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価されたとき。

第二十三条に次の三項を加える。

2 酒類が酒類製造者の製造場において飲用された場合において、その飲用につき、当該製造者の責に帰することができないときは、その飲用者を酒類の製造者とみなし、当該飲用者が飲用の時に当該酒類をその製造場から移出したものとみなす。

3 酒類が保税地域において飲用される場合には、その飲用者が飲用の時に当該酒類をその保税地域から引き取るものとみなす。

4 酒類が酒類製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該酒類を移出した者を酒類の製造者とみなす。

第二十四条第一項各号列記以外の部分中「毎月製造場」を「毎月その製造場」に、「但し」を「ただし」に、「当該各号」を「前条第一項」に改め、同

項第一号中「酒類の製造免許」を「第七条第四項の規定により酒類の製造免許に附された期限が経過したとき、又は酒類の製造免許が」に、「但し」を「ただし」に改め、当該期限の経過又は「但し」を「ただし」に改め、同条第二号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十八条第一項各号列記以外の部分中「第五項」を「第六項」に改め、同条第六項中「封かん」を「封」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「酒類の」の下に「製造免許を受けた」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の承認の申請に係る酒類の移入先又は引取先等につき、酒税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（免税酒類の表示）

第二十九条の二 税務署長又は税関長は、第二十八条第一項又は前条第二項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、その承認の申請者に対し、当該承認に係る酒類である旨をその酒類の容器又は包装に表示することを命ずることができる。

第三十条第一項中「もどし入れた場合」の下に「当該酒類が当該製造場からの移出につき適用された税率と異なる税率が適用される酒類となつて他の製造場から移出されて当該製造場にもどし入れられた場合を除く。」を加え、「翌月中」を「翌月以降」に、「延滞加算税額を除く。」を「延滞加算税額を除くものとす、当該

酒税額につき本項又は次項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。」に改め、「控除し、なお控除すべき不足額があるときは、その後に徴収されるべき酒税額から順次これを削り、同条第二項中「酒類の製造場から移出された酒類を当該製造場以外の」を「他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類」に改め、「当該酒類につき」の下に「当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により」を加え、「延滞加算税額を除く。」を「延滞加算税額を除くものとす、当該酒税額につき前項又は本項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。」に、「酒類を既に適用された」を「酒類を当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取につき適用された」に改め、同条第三項中「又は移出したを若しくは移出した」に、「ないときは、控除すべき金額を」を「ないときは、又は徴収されるべき酒税額から控除してなお不足額があるときは、これらの規定により控除すべき金額又は当該不足額」に改め、同条第五項中「前項」を「前項の確認を受けた後、同項」に、「当該酒類の」を「当該もどし入れ又は移出に係る」に改める。

第三十一条第三項中「第二十八条第五項」を「第二十八条第六項」に改め、同条第五項中「担保の提供」の下に「又は酒類の保存」を加え、同条第七項及び第八項中「封かん」を「封」に改める。

第三十二条第三号中「以下同じ。」を削る。

第四十四条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「製造者を酒類製造者」を「製造者が酒類の製造者でないときはこれを酒類の製造者」に改め、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定は、酒母又はもろみがその製造者の製造場において飲用され、又は当該製造場から移出された場合（当該酒母又はもろみにつき同項の規定の適用がある場合を除く。）において、その飲用又は移出につき、当該製造者の責に帰することができないときについて準用する。この場合においては、同項中「その製造者が酒類の製造者でないときはこれを」とあるのは、「その飲用又は移出をした者」と読み替えるものとする。

第四十六条中「販売」の下に「（販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。）」を加える。

第四十七条第四項中「販売した」を「販売をした」に改める。

第五十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十三条第一項各号の承認を受けるべき場合には、この限りでない。

第五十条第一項第五号及び同条第二項中「取締」の下に「又は保全」を加える。

第五十二条第二項中「又は販売業者」を「酒類引取者又は酒類の販売業者」に改める。

第五十三条第六項中「第三項までの規定による質問又は検査を、第四項までの規定による当該職員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項各号列記以外の部分中「封かん」を「封」に改め、同条第二号中「輸送管」の下に「（流量計を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

昭和三十四年二月二十四日 衆議院會議録第十八号 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案外二案

6 第二項の規定により採取した見本に關しては、第六條、第二十四條及び第二十六條の規定は、適用しない。

第五十三條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 当該職員は、前項第一号から第六号までに掲げる物件を検査するため必要があるときは、これらの物件について、必要最少限度の分量の見本を採取することができる。

第五十五條第一項中「さ偽」を「偽り」に改める。

第五十六條第一項第二号中「第九條」を「第九條第一項」に改める。

第五十八條第一項第七号中「第四十四條第六項」を「第四十四條第七項」に改め、同條第二項中「第二十八條第五項」を「第二十八條第六項」に改める。

第五十九條第一項第六号中「第五十三條第一項、第三項又は第四項」を「第五十三條第一項、第二項、第四項又は第五項」に改める。

第六十條第二号を同條第三号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十九條の二の規定により命ぜられた表示をしなかつた者

附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に改正前の酒税法(以下「旧法」という。)第十一條第一項の規定により酒類の製造免許の期間につき附されている条件については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法の規定により酒類の製造免許を受けている者に対する改正後の酒税法第十二條第四号の規定の適用については、その必要な数量は、当分の間、なお従前の例による。

5 次に掲げる場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

一 旧法第二十八條第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までに同條第二項に規定する証明書の提出がない場合

二 旧法第二十九條第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出された酒類について、その承認の際税務署長が指定した期限までに同條第三項に規定する書類の提出がない場合及び当該酒類がこの法律の施行後に酒税法の施行地において消費され、又は当該施行地において消費する目的で譲り渡された場合

三 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四條において準用する場合を含む。)又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十三年法律第三十七号)第五

條第一項若しくは第七條第一項の規定により酒税の免除を受けた酒類について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により酒税の追徴が行われる場合

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、みりん甲類の消費の実情にかえりみ、その税率を軽減するとともに、尺貫法による計量單位が法定計量單位とみなされないこととなるのに伴う改正を行い、あわせて期限付の販賣業免許を与えることができることとする等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十九日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律

(所得税の確定申告、納期等の特例)

第一條 昭和三十三年分の所得税に係る申告書の提出及び納付につい

ては、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十六條第一項及び第七項、第二十六條の二第一項、第二十九條第七項並びに第三十條第一項中「三月十五日」とあるのは、「三月十六日」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

2 昭和三十四年において行ふ所得税に係る申請については、所得税法第十條の二第四項及び第二十六條の三第四項中「三月十五日」とあるのは、「三月十六日」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

(再評価の申告、再評価税の納期等の特例)

第二條 昭和三十三年において行ふ再評価の承認、昭和三十四年において提出すべき再評価の申告書及び同年において納付すべき再評価税については、次に定めるところによる。

一 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)第十六條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第一項、第五十三條第一項及び第三項並びに第五十八條第三項及び第六項、企業資本充實のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九法律第百四十二号)第二十六條第一項及び第二項並びに第二十七條第一項並びに中小企業の資産再評価の特例に關する法律(昭和三十三年法律第百三十八号)第十條中「三月十五日」とあるのは、「三月十六日」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

二 資産再評価法第五十八條第一項中「毎年二月十六日から三月十五日まで」とあり、又は同條第二項中「毎年二月十六日から三月十五日まで及びその年二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、昭和三十三年において、三月十六日まで」と、これらの規定中「翌年二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、昭和三十三年二月十六日から三月十五日まで」と、同條第一項中「前年二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、昭和三十五年において、前年二月十六日から三月十六日まで」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

十五日まで」とあり、又は同條第二項中「毎年二月十六日から三月十五日まで及びその年二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、昭和三十三年において、三月十六日まで」と、これらの規定中「翌年二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、昭和三十三年二月十六日から三月十五日まで」と、同條第一項中「前年二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、昭和三十五年において、前年二月十六日から三月十六日まで」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等が休日になるため、その翌日まで期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十四年二月十三日

衆議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤録五郎殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔早川崇君登壇〕

○早川崇君 たいだいま議題となりまし
た三法律案について、大蔵委員会にお
ける審議の経過並びに結果を御報告申
上げます。

まず、昭和三十三年産米穀について
の所得税の臨時特例に関する法律案に
ついて申し上げます。

本法律案は、昭和三十三年産米穀に
ついて、昭和三十三年産米穀と同様
に、事前売り渡し申し込みを基いて政
府に対し米穀を売り渡した者の昭和三十
三年分の所得税を軽減しようとする
ものであります。その内容について

も、昭和三十三年分と同様に、その売
り渡しの時期の区分に応じ、玄米一石
当たり平均千四百円を非課税とする措置
を講じようとするものであります。

次に、酒税法の一部を改正する法律
案について申し上げます。

この法律案は、尺貫法による計量單
位が法定計量単位とみなされなくなる
ことに伴い、税率その他の規定につい
て所要の改正を行うとともに、みりん
甲類の税率を軽減し、あわせて、最近
における酒税法の実施状況に顧み、所要
の規定の整備をはかることとしたそう
とするものであります。

すなわち、まず第一に、計量單位を
メートル法に切りかえることとしたし
ております。第二に、みりん甲類は、
その大部分が調味料に使用されてお
りますので、他の調味料及び酒類の税
負担との均衡を考慮し、その税率を
三八%程度引き下げて、一キロリット
ル当たり十四円に改めることとしまし
た。

最後に、昭和三十三年分の所得税の
確定申告書の提出期限等の特例に関す
る法律案について申し上げます。

本法律案は、本年においては所得税
の確定申告書等の提出期限及び第三
期の納期限等である三月十五日が休日
に当るので、これらの期限を、その翌
日の三月十六日に延期しようとするも
のであります。

以上の三法律案につきましては、審
議の結果、去る十七日質疑を終了し、
討論の通告がありませんでしたので、
直ちに採決いたしましたところ、全会
一致をもって、いずれも原案の通り可
決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(加藤謙五郎君) 三案を一括し
て採決いたします。三案は委員長報告
の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと
認めます。よって、三案は委員長報告
の通り可決いたしました。

日程第四 航空機工業振興法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第四、航
空機工業振興法の一部を改正する法律
案を議題といたします。委員長の報告
を求めます。商工委員会理事小川平二
君。

航空機工業振興法の一部を改正す
る法律案
右
国會に提出する。
昭和三十四年一月二十九日
内閣総理大臣 岸 信介

航空機工業振興法の一部を改正
する法律航空機工業振興法(昭和三十三年
法律第五十号)の一部を次のよう
に改正する。

題名の次に次の目次及び章名を加
える。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 航空機工業審議会(第三
条・第十条)

第三章 航空機工業の助成(第十
一条・第十二条)

第四章 日本航空機製造株式会社
(第十三条・第三十七条)

附則

第一章 総則

第二章 航空機工業審議会

第三章 航空機工業の助成

第四章 日本航空機製造株式
会社

(会社の目的)

第十三条 日本航空機製造株式会
社は、輸送用航空機の設計、試作、
製造その他輸送用航空機の国産化
を促進するため必要な事業を行
うことを目的とする株式会社とす
る。

(株式)

第十四条 日本航空機製造株式会
社(以下「会社」という。)の株式は、
額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内で、会社
に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第十五条 会社以外の者は、その商
号中に日本航空機製造株式会社と
いう文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人數)
第十六条 会社の取締役は、七人以
内、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決
議)

第十七条 会社の取締役、代表取締
役及び監査役の選任、選定及び解
任の決議は、通商産業大臣の認可
を受けなければ、その効力を生じ
ない。

(取締役の兼職制限)

第十八条 会社の取締役は、他の報
酬のある職務又は營業に従事して
はならない。ただし、通商産業大
臣の承認を受けたときは、この限
りでない。

(事業の範圍)

第十九条 会社は、その目的を達成
するため、次の事業を営むものと
する。

一 輸送用航空機の設計、試作及
び試験

二 輸送用航空機及びその機体構
造部品の製造及び販売

三 前二号に掲げるもののほか、
会社の目的を達成するため必要
な事業

2 会社は、前項第三号に掲げる事
業を営むときは、通商産
業大臣の認可を受けなければなら
ない。

(事業計画等)

第二十条 会社は、毎營業年度の開
始前に、その營業年度の事業計
画、資金計画及び収支予算を定
め、通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。これらを変更し
ようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第二十一条 会社は、通商産業省令
で定める重要な財産を譲渡し、担
保に供し、又は有償で取得し、し
ようとするときは、通商産業大臣の認
可を受けなければならない。

(社債及び借入金)
第二十二条 会社は、社債を募集
し、又は弁済期限が一年をこえる
資金を借り入れようとするとき
は、通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。

(社債発行限度の特例)

第二十三条 会社は、商法(明治三
十二年法律第四十八号)第二百九
十七条の規定による制限をこえて
社債を募集することができる。た
だし、資本及び準備金の総額又は
最終の貸借対照表により会社に現
存する純財産額のいずれか少ない
額の二倍をこえてはならない。

(設計費用等の繰延)

第二十四条 会社は、その成立の日
から成立後五年を経過する日の属
する營業年度の終了の日までに支
出した輸送用航空機の設計、試作
及び試験の費用を貸借対照表の資
産の部に計上することができる。

この場合には、会社は、その成立
後十二年を経過する日の属する營
業年度の終了の日までに、通商産
業省令で定めるところにより、毎
營業年度その一部を消却しなけれ
ばならない。

(利益配当の制限)

第二十五条 会社は、その成立の日
の属する營業年度から成立後五年
を経過する日の属する營業年度ま
では、利益の配当をすることがで
きない。

(定款の変更等)

第二十六条 会社の定款の変更、利
益金の処分、合併及び解散の決議

は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(財産目録等の提出)

第二十七条 会社は、毎營業年度経過後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。
(監督)

第二十八条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(協議)

第二十九条 通商産業大臣は、第二十条から第二十二條まで又は第二十六條(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の總數を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)
第三十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に關する報告を徴し、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(航空機製造事業法の適用)
第三十一条 会社は、航空機製造事業法の適用については、同法第二條の二の許可を受けた者とみなす。

す。この場合において、同法第二條の七から第五條までの規定は、会社には、適用しない。

(罰則)

第三十二条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に關して、わいせつを受つたとき、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいせつは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十三条 前條第一項のわいせつを供与した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第三十四条 第三十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十條の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

二 第二十一條の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

三 第二十二條の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第二十八條第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十六條 第十九條第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十七條 第十五條の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(会社の設立)

第二條 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して發起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の總數のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

5 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

6 商法第六十七條、第六十八條及び第六十九條の規定は、会社の設立については、適用しない。

(政府の出資)

第三條 政府は、会社が最初に行う輸送用航空機の設計、試作及び試験が完了した年度の翌年度以降は、会社に対して新たな出資を行わないものとする。

(商号) 第四條 第十五條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本航空機製造株式会社という文字

を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

を促進することを目的として昭和三十三年五月に制定されたものでありますが、本法施行以來、航空機工業界においては、財団法人輸送機設計研究協会を中心として、政府補助金を受けてYS-11型の設計研究を進め、昨年十二月に実物大木型の完成を見るに至つてゐるのであります。今後このYS-11型の試作機を完成し、さらに量産体制に入るわけでありますが、そのためには、わが国の全航空機工業の技術陣容を動員し、かつ、現有設備を有効適切に活用する必要があります。そのための機構としては官民合同の特殊会社を設立することが最も適当と思われるに至つたのであります。

以上が、本改正案が提出された理由であります。

第六條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三條の次に次の一條を加える。

(日本航空機製造株式会社の登記の免稅)
第八十三條の二 日本航空機製造株式会社が次に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。

一 資本の金額又は増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

二 会社の資本増加(設立の日以後五年以内に行われる場合に限る。)

理由 輸送用航空機の國産化を促進するための措置として、日本航空機製造株式会社が設立し、輸送用航空機の設計、試作、製造等を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(報告書は會議録に掲載)
〔小川平二君登壇〕
○小川平二君 たいさう議題となりまして航空機工業振興法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律は輸送用航空機等の國産化を促進することを目的として昭和三十三年五月に制定されたものでありますが、本法施行以來、航空機工業界においては、財団法人輸送機設計研究協会を中心として、政府補助金を受けてYS-11型の設計研究を進め、昨年十二月に実物大木型の完成を見るに至つてゐるのであります。今後このYS-11型の試作機を完成し、さらに量産体制に入るわけでありますが、そのためには、わが国の全航空機工業の技術陣容を動員し、かつ、現有設備を有効適切に活用する必要があります。そのための機構としては官民合同の特殊会社を設立することが最も適当と思われるに至つたのであります。

以上が、本改正案が提出された理由であります。

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

二月十八日、質疑を終了しましたので、討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告をいたします。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

二月十八日、質疑を終了しましたので、討論を省略して採決に付しましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告をいたします。(拍手)

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 農林漁業金融公庫法の
一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第五、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事大野市郎君。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十四年一月二十六日
内閣総理大臣 岸 信介

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六百二十六億七百万円」を「七百三十三億七百万円」に改める。

別表中「年 七分 二十年 五年」を「年 七分 十五年 二十年」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第四条第一項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十四年度において出資するものとす

理 由

農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を七十七億円増額するとともに、造林に必要な資金を貸し付ける場合の貸付金の償還期限を十

五年以内、その据置期間を二十年以内とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔大野市郎君登壇〕

○大野市郎君 たいはい、議題となりまして、内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果につき御報告いたします。

農林漁業金融公庫は、農林漁業資金融通特別会計時代の二年を遡算し今日までの八年間にわたり、農林漁業者に対し、直接または間接に約二千二百億円に上る長期低利資金を融通し、農林漁業の生産力の維持増進のため重要な役割を果して参つたのであります。

政府は、引き続き三十四年においても、国の財政投融資計画に基づき、同公庫の融資規模の増大をはかることに、造林事業の特殊性にかんがみ、造林資金の貸付条件の一部を実情に即応して改訂することとし、本改正法案を提出して参つたのであります。

改正点は二点でありまして、その第一点は、昭和三十四年度における公庫の融資計画は、三十三年度の三百七十五億円に比して五十七億円の増の四百三十二億円、その原資調達額は四百十二億円と予定されておりましたが、その調達の方法は、政府出資七十七億円、借り入れ二百五十五億円、回収百二十億円、計四百三十二億円と相なっており、そのうち七十七億円の政府出資を行いますために所要の改正を行うこととあります。第二点は、造林事業に必要な資金を貸し付けます場合の条件として、据置期間が五年以内とありますものを二十年以内に、償還期限が二十年以内とありますものを十五年以内に、それぞれ変更をいたしますために所要の改正をすることとあります。

本法案は、一月二十六日委員会に付託となり、二月四日提案理由の説明を聴取し、同十八日質疑を行い、同日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(加藤鐵五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤鐵五郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十七分散会

出席閣僚大臣
大蔵大臣 佐藤 榮作君
農林大臣 三浦 一雄君
通商産業大臣 高橋達之助君

○朗読を省略した報告
(法律公布案上及び通知)
一、去る十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法
(報告書受領)
一、去る二十日内閣を経由して土地調整委員会委員長大池眞君から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づき昭和三十三年土地調整委員会年次報告書を受領した。

(政府委員承認)
一、去る十七日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

経済企画庁長 淺村 廉
合併発局長 淺村 廉
一、去る十八日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

建設省道 岡盛 吉雄
運輸省自動車 堀本 保邦
局業務部長 堀本 保邦

(政府委員免令通知受領)
一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る十七日議長において承認した浅村廉を同日政府委員に任命した旨、および同日(氣象庁長官)和達清夫の政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る十八日議長において承認した岡盛吉雄を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る十八日議長において承認した堀本保邦を十九日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)
一、去る十八日通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 森本 靖君(理事原茂君去る十八日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)
一、去る十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 勝岡田清一君 八木 昇君
地方行政委員 南條 徳男君
大蔵委員 健君 小枝 一雄君
外務委員 岡田 春夫君
社会労働委員 古井 喜實君
運輸委員 中村 英男君
小枝 一雄君 大蔵 健君
予算委員 小枝 一雄君 大蔵 健君
加藤 高蔵君 二階堂 進君
柳田 秀一君

決算委員 保岡 武久君 浅谷 修蔵君
一、去る十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 神近 市子君 石川 次夫君
法務委員 西ヶ久保重光君

農林水産委員 栗林 三郎君
建設委員 石川 次夫君
予算委員 網島 正興君
綱島 幹君 岡田 春夫君
小島 巖君 淺井 義高君
決算委員 上林興市郎君 森本 靖君
岡田 春夫君 小松 幹君
一、去る十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 栗林 三郎君 中村 英男君
地方行政委員 保岡 武久君
大蔵委員 福永 一臣君
福永 一臣君 山田 彌一君
文教委 大石 武一君 河野 密君
社会労働委員 大石 武一君 川崎 秀二君
中村三之丞君 古井 喜實君
藤本 捨助君 古川 丈吉君
山田 彌一君 八木 昇君
久野 忠治君 武知 勇記君
永田 亮一君 福家 俊一君
福田 一君 福永 一臣君
本名 武君 西ヶ久保重光君
農林水産委員 永田 亮一君
野澤 清人君 西ヶ久保重光君
通信委員 武知 勇記君 中村三之丞君
予算委員 久野 忠治君 二階堂 進君
岡田 春夫君 小松 幹君
藤本 捨助君 小松 幹君
決算委員 南條 徳男君 片島 港君
(常任委員補欠選任)
一、去る十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 柳田 秀一君 中村 英男君
地方行政委員 保岡 武久君
法務委員 小枝 一雄君 大蔵 健君

昭和三十四年二月二十四日 衆議院会議録第十八号 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 朗読を省略した報告

